

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">耐震・環境不動産形成促進事業実施要領</p> <p>一部改正 平成25年6月26日 環政経発第1306261号 環地温発第1306262号</p> <p>一部改正 平成26年1月20日 環政経発第1401201号 環地温発第1401201号</p> <p>一部改正 平成27年3月23日 環政経発第1503233号 環地温発第1503233号</p> <p>一部改正 平成28年1月25日 環政経発第1601251号 環地温発第1601251号</p> <p><u>一部改正 令和2年1月28日 環政経発第2001232号</u> <u>環地温発第2001282号</u></p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 耐震・環境不動産形成促進事業</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 投資事業有限責任組合が出資等の対象とする事業の要件 (1) 対象事業 ① (略) ② 事業終了後に建築物が次のいずれかの環境性能基準</p>	<p style="text-align: center;">耐震・環境不動産形成促進事業実施要領</p> <p>一部改正 平成25年6月26日 環政経発第1306261号 環地温発第1306262号</p> <p>一部改正 平成26年1月20日 環政経発第1401201号 環地温発第1401201号</p> <p>一部改正 平成27年3月23日 環政経発第1503233号 環地温発第1503233号</p> <p>一部改正 平成28年1月25日 環政経発第1601251号 環地温発第1601251号</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 耐震・環境不動産形成促進事業</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 投資事業有限責任組合が出資等の対象とする事業の要件 (1) 対象事業 ① (略) ② 事業終了後に建築物が次のいずれかの環境性能基準</p>

新旧対照表

<p>を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業 イ～ホ (略)</p> <p>へ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の 促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導 すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環 境省告示第119号)のうち「I. 建築物に係るエネ ルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導す べき基準」を満たすこと(ヘルスケア施設の場合又 は<u>現行の耐震基準に適合しない既存建築物の建替え であって、当該既存建築物が、特定地域に存する場 合若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号)第7条に規定する要安 全確認計画記載建築物若しくは同法附則第3条第1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物である場 合に限る。)</u></p> <p>ト (略)</p> <p>(2) 対象事業者 (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別添様式) (略)</p>	<p>を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業 イ～ホ (略)</p> <p>へ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の 促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導 すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環 境省告示第119号)のうち「I. 建築物に係るエネ ルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導す べき基準」を満たすこと(ヘルスケア施設の場合又 は<u>特定地域における現行の耐震基準に適合しない既 存建築物の建替えの場合に限る。)</u></p> <p>ト (略)</p> <p>(2) 対象事業者 (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別添様式) (略)</p>
---	--